

○ 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>(有価証券の譲渡に関する制限等) 第五条 (略)</p> <p>2 令第一条の五に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が次の各号に掲げる有価証券である場合であつて、当該有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。</p> <p>一 社債券（転換社債券、新株引受権付社債券、令第一条の五に掲げる社債券及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「短期社債法」という。）第二条第二項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。）に係るものを除き、当該社債券を無記名式に限る旨の定めがされているものに限る。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（転換社債券、新株引受権付社債券若しくは令第一条の五に掲げる社債券の性質を有するものを除く。）</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 短期社債等</p> <p>イ 当該短期社債等を取得した者がその短期社債等を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われ</p>	<p>(有価証券の譲渡に関する制限等) 第五条 (略)</p> <p>2 令第一条の五に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が次の各号に掲げる有価証券である場合であつて、当該有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。</p> <p>一 社債券（転換社債券、新株引受権付社債券及び令第一条の五に掲げる社債券を除き、当該社債券を無記名式に限る旨の定めがされているものに限る。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（転換社債券、新株引受権付社債券若しくは令第一条の五に掲げる社債券の性質を有するものを除く。）</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>(新設)</p>

ていること。

ロ 当該有価証券にイに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

三 (略)

3 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券(短期社債等に係るものを除く。)及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ (略)

二 短期社債等 次のいずれかに該当する場合

イ 当該短期社債等に転売制限が付されており、かつ、当該転売制限が付されていることが明白となる名称が付されている場合  
ロ 次に掲げるすべての要件を満たす場合

(1) 当該短期社債等の口数が五十未満であること。

(2) 当該短期社債等を分割できない旨の制限が付されており、かつ、当該制限が付されていることが明白となる名称が付さ

二 (略)

3 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ (略)

(新設)

れていること。

三〇八 (略)

二〇七 (略)